

江戸川区人事行政の運営等の状況

I 職員の任免および職員数に関する状況（22年度）

1 採用の状況

区 分	事務	土木造園	建築	機械	電気	衛生監視	保健師	合 計
I 類	37人	6人	5人	—	—	2人	3人	53人
III 類	20人	—	—	—	—	—	—	20人
経 験 者	37人	6人	1人	2人	1人	—	—	47人
合 計	94人	12人	6人	2人	1人	2人	3人	120人

2 退職の状況

定年退職	勸奨退職	普通退職	合 計
94人	37人	31人(2人)	162人(2人)

(注) ()は死亡退職数で内書きです。

3 昇任選考の状況

(1) 総括係長職昇任選考

① 選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者のうち、平成23年3月末日現在、4級職に7年以上在職し、年齢が42歳以上58歳未満の者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	--

② 実施状況

有資格者数	合格者数	合格率
203人	17人	8.4%

(2) 係長職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法
一般	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成23年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が5年以上で、年齢50歳未満の者	勤務評定、筆記、面接
長期	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成23年3月末日現在、2級職以上の職の在職期間が15年以上で、そのうち主任主事の職に在職する期間が7年以上の、年齢50歳以上58歳未満の者	自己申告、勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	--

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
1,054 人	189 人	179 人	94.7%	43 人	24.0%

(3) 主任主事昇任選考

① 受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法
短期	別表の職種の職務に従事する者で、平成 23 年 3 月末日現在、2 級職に 5 年以上在職し、年齢 50 歳未満の者	勤務評定、筆記
長期 A	別表の職種の職務に従事する者で、平成 23 年 3 月末日現在、2 級職に 12 年以上在職し、年齢 38 歳以上 56 歳未満の者	勤務評定
長期 B	別表の職種の職務に従事する者で、平成 23 年 3 月末日現在、2 級職に 5 年以上在職し、年齢 52 歳以上の者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	--

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
431 人	306 人	298 人	97.4%	71 人	23.8%

(4) 統括技能長職昇任選考

① 選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 23 年 3 月末日現在、技能長の職に 3 年以上在職し、年齢が 42 歳以上 58 歳未満の者	勤務評定

別表	技能系：技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ 業務系：事務（業務）、業務
----	--

② 実施状況

平成 22 年度は実施せず

(5) 技能長職昇任選考

① 選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 23 年 3 月末日現在、技能主任の職に 4 年以上在職し、年齢が 58 歳未満の者	勤務評定、筆記、面接

別表	技能系：技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ 業務系：事務（業務）、業務
----	--

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
50 人	22 人	21 人	95.5%	6 人	28.6%

(6) 技能主任職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 23 年 3 月末日現在、1 級職に 17 年以上在職し、年齢 38 歳以上 58 歳未満とする。	勤務評定、筆記、面接

※ただし、技能Ⅴ・Ⅵについては、1 級職 16 年以上、年齢の下限は適用しない。

別表	技能系：技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ 業務系：事務（業務）、業務
----	--

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
423 人	286 人	286 人	100.0%	55 人	19.2%

(7) 2 級職昇任選考

① 選考資格及び選考方法

選考資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する 1 級職の職員で、平成 23 年 3 月末日現在、次の表の区分による 1 級職の在職年数を満たす者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 一般技術系：土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究、 医療技術系：診療放射線、歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、 保健師、看護師
----	---

資格の基礎となる採用区分	1 級職の在職年数	
I 類	1 年以上	
II 類	短大 3 卒	2 年以上
	短大 2 卒	3 年以上
III 類	高等学校卒業後 1 年間の養成施設等を修了した者	4 年以上
	その他	5 年以上

② 実施状況

有資格者数	合格者数
60人	60人

4 組織別職員数（各年4月1日現在、単位＝人）

	23年度	22年度	増減数
経営企画部	69 (2)	76 (1)	▲7 (1)
総務部	241 (10)	248 (5)	▲7 (5)
都市開発部	161 (10)	151 (10)	10
環境部	287 (37)	298 (29)	▲11 (8)
文化共育部	105 (13)	104 (10)	1 (3)
生活振興部	394 (9)	391 (9)	3
福祉部	429 (25)	400 (21)	29 (4)
子ども家庭部	861 (38)	892 (37)	▲31 (1)
健康部	281 (11)	277 (5)	4 (6)
土木部	253 (22)	248 (20)	5 (2)
会計室	17	19	▲2
教育委員会事務局	627 (57)	648 (48)	▲21 (9)
監査委員事務局	7	7	0
選挙管理委員会事務局	10	10	0
区議会事務局	15	15	0
合計	3,757 (234)	3,784 (195)	▲27 (39)

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、教育長、公益的法人等への派遣職員を含みます。ただし、臨時職員を除きます。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員の数で、職員数に含まれていません。

5 人事交流の状況

東京都及び特別区間人事交流については、次のとおりです。

職 種		転入者数	転出者数
幹部	事務	0人	1人
	医師	1人	1人

Ⅱ 職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算、単位=千円)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 21年度の 人件費率
22年度	654,615人 (23年4月1日現在)	224,029,741	9,383,297	36,528,258	16.3%	17.5%

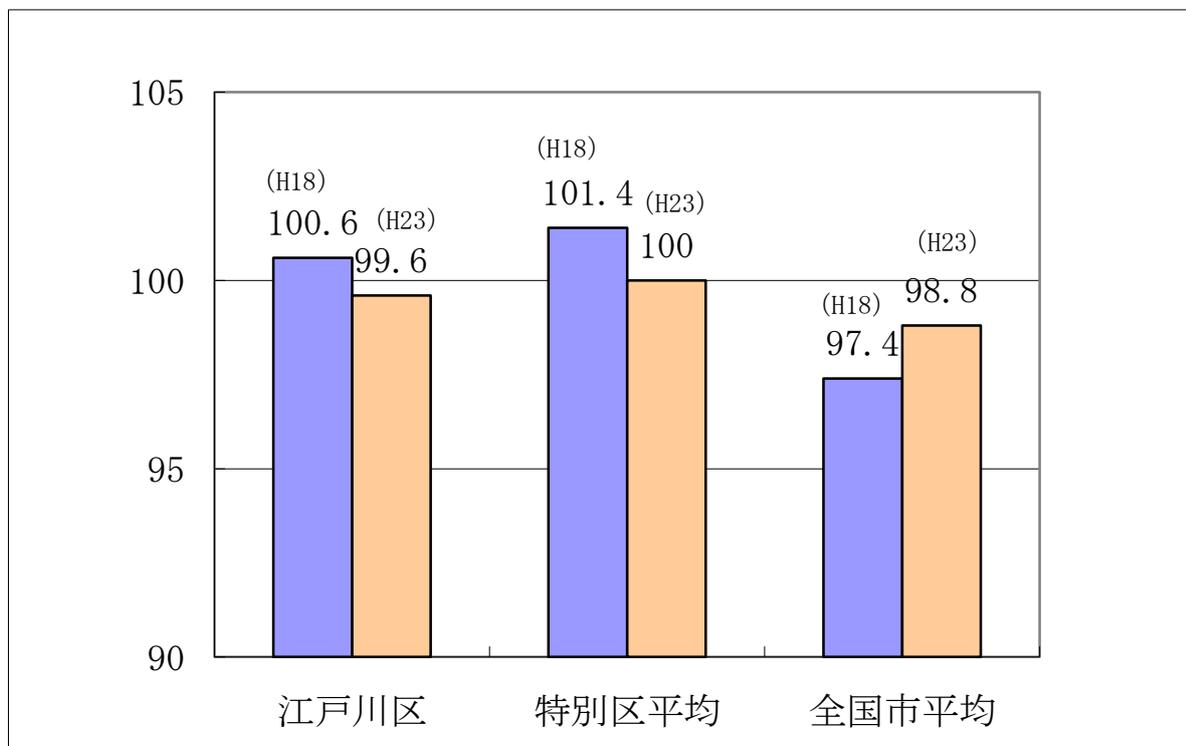
(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算、単位=千円)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たりの 給与費 (B/A)	(参考)特別区平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)		
22年度	3,616人 (195)	13,635,338	4,735,446	5,472,265	23,843,049	6,594	6,985

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 2 職員数は22年4月1日現在の人数であり、()内は再任用短時間勤務職員の数で、職員数に含まれていません。
 3 職員数には、公益的法人等への派遣職員を含みます。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定率)		
23年度	415,930円	416,772円	▲842円 (▲0.20%)	▲0.20%	▲0.20%	▲0.23%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間 支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 (A)	公務員の支給 月数 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定月数)		
23年度	3.94月	3.95月	▲0.01月	—	3.95月	3.95月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況 (平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	138,400	166,100	195,900	220,900	222,100	257,600	285,700	339,400
最高号給の 給料月額	307,200	341,500	372,700	414,000	436,300	449,900	463,500	521,800

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
江戸川区	43.0歳	327,844円	469,024円	401,469円
東京都	42.5歳	331,172円	467,372円	413,437円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
特別区	43.3歳	333,519円	465,326円	413,439円

(注)「一般行政職」とは、一般事務・社会教育の事務系、保育士・児童指導などの福祉系および土木・建築などの一般技術系の職務に従事する職員です。

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
江戸川区	48.1 歳	774 人	294,001 円	402,797 円	364,632 円	—	—	—	—
うち学校給食員	48.3 歳	128 人	281,916 円	367,464 円	346,114 円	調理師	40.3 歳	291,100 円	1.26
うち自動車運転手	50.3 歳	4 人	315,675 円	412,620 円	399,668 円	自家用乗用自動車運転者	56.4 歳	315,900 円	1.30
うち守衛	60.0 歳	3 人	327,300 円	441,541 円	397,303 円	守衛	54.2 歳	295,600 円	1.49
うち清掃職員	44.7 歳	225 人	305,724 円	455,865 円	387,951 円	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	290,600 円	1.56
うち用務員	49.3 歳	252 人	283,475 円	376,248 円	348,024 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.79
東京都	47.1 歳	1,739 人	304,130 円	415,615 円	379,331 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
特別区	48.3 歳	417 人	307,525 円	414,920 円	381,775 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
江戸川区	—	—	—
うち学校給食員	5,746,558 円	3,868,500 円	1.48
うち自動車運転手	6,504,730 円	4,403,100 円	1.47
うち守衛	6,715,410 円	4,241,300 円	1.58
うち清掃職員	6,987,998 円	4,035,300 円	1.73
うち用務員	5,819,052 円	2,943,200 円	1.97

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成20年～平成22年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江戸川区	48.5 歳	405,184 円	521,164 円
東京都	41.9 歳	353,459 円	453,287 円
特別区	38.3 歳	327,926 円	425,551 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 23 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区 分		江戸川区	東京都	国
一般行政職	I 類 (大学卒程度)	181,200 円	181,200 円	I 種 181,200 円 II 種 172,200 円
	III 類 (高校卒程度)	143,000 円	142,700 円	140,100 円
技能労務職	—	134,900 円	137,200 円	—
教育職	大学卒	193,000 円	195,600 円	—
	短大卒	175,700 円	178,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 23 年 4 月 1 日現在)

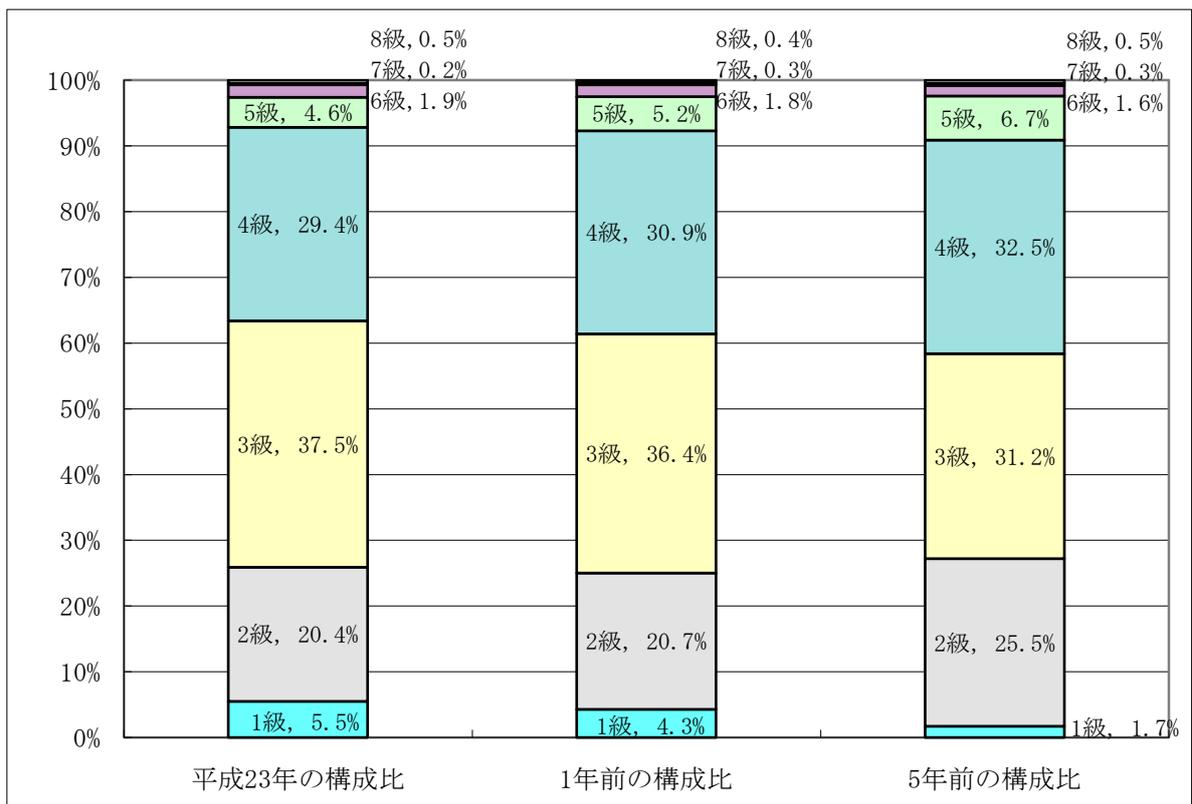
区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	269,203 円	316,300 円	363,047 円
	高校卒	236,020 円	273,713 円	316,768 円
技能労務職	高校卒	233,314 円	265,409 円	282,870 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	部 長	13 人	0.5%
7 級	統 括 課 長	6 人	0.2%
6 級	課 長	50 人	1.9%
5 級	総 括 係 長	125 人	4.6%
4 級	係 長	792 人	29.4%
3 級	主任主事	1,009 人	37.5%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする職務	548 人	20.4%
1 級	2 級から 8 級までの区分に属さない職務	149 人	5.5%

- (注) 1 江戸川区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

区 分		合 計
22 年 度	職 員 数 (A)	3,349 人
	昇給区分が「極めて良好」または「特に良好」により昇給した職員数(B)	680 人
	比 率 (B / A)	20.3%
21 年 度	職 員 数 (A)	3,549 人
	昇給区分が「極めて良好」または「特に良好」により昇給した職員数(B)	715 人
	比 率 (B / A)	20.1%

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

江戸川区	東京都	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,535千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,655千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.95月分 1.00月分 (1.55月分) (0.55月分)	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務実績の評定の実施状況

勤務実績の評定は、地方公務員法第40条に基づき、全職員を対象に定期評定を実施しています。

2 平成23年6月の勤勉手当への勤務実績の反映状況

(1) 管理職員76名中、上位区分(10379/10000~10139/10000)に決定された者が28名(36.8%)、標準区分(9900/10000)に決定された者が48名(63.2%)でした。

(2) 管理職員以外の職員

ア 係長級職員583名中、上位区分(10507/10000~10203/10000)に決定された者が155名(26.6%)、標準区分(9900/10000)に決定された者が428名(73.4%)でした。

イ 主任主事職員1,599名中、上位区分(10876/10000~10388/10000)に決定された者が288名(18.0%)、標準区分(9900/10000)に決定された者が1,309名(81.9%)、下位区分(9650/10000~9400/10000)に決定された者が2名(0.13%)でした。

ウ 1級・2級職員749名中、上位区分(10000/10000)に決定された者が79名(10.5%)、標準区分(10000/10000)に決定された者が670名(89.5%)でした。

(2) 退職手当(平成 23 年 4 月 1 日現在)

江戸川区			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	24. 25 月分	33. 50 月分	勤続 20 年	23. 50 月分	30. 55 月分
勤続 25 年	32. 50 月分	43. 50 月分	勤続 25 年	33. 50 月分	41. 34 月分
勤続 35 年	49. 75 月分	59. 20 月分	勤続 35 年	47. 50 月分	59. 28 月分
最高限度額	50. 00 月分	59. 20 月分	最高限度額	59. 28 月分	59. 28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1 人当たり平均支給額	7, 381 千円	24, 168 千円	1 人当たり平均支給額	—	—

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、22 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成 23 年 4 月 1 日現在)

支給実績(平成 22 年度決算)			2, 445, 705 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 22 年度決算)			676, 356 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
江戸川区	18%	3, 589 人	地域区分により 18%~0%

(注) 地域手当とは、民間における賃金や物価などに関する事情を考慮して支給される手当です。

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		69,372千円	
受給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		136,024円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		14.1%	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特定危険現場作業手当	工事の監督又は検査の業務に従事する職員	地上十メートル以上の足場の不安定な箇所での工事監督又は検査業務に従事	1日につき400円を越えない範囲内
	昇降機の検査業務に従事する職員	乗用貨物用昇降機、エスカレーター又は小荷物専用昇降機の検査業務に従事	1台につき400円を越えない範囲内
福祉訪問等業務手当	福祉に関する事務所、福祉部介護保険課、障害者福祉課、子ども家庭部保育課に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法に定める業務を行うための家庭訪問や面接、母子及び寡婦福祉法若しくは売春防止法に定める相談業務に従事	1日につき450円を越えない範囲内
感染症接触手当	保健所その他の施設に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症及び二類感染症の患者(準ずるもの)に接触する業務に従事	1日につき660円を越えない範囲内
有害薬物取扱手当	保健所に勤務する職員	規則で定める有害な薬物を使用し、又はガスとして発生させ、試験、研究、検査又は作業業務に従事	1日につき200円を越えない範囲内
心身障害者授産施設等業務手当(※)	心身障害者授産施設に勤務する職員	授産指導又は生活指導の業務に従事	1日につき230円を越えない範囲内
	心身障害者(児)更生施設に勤務する職員	通所者の指導等の業務に従事	
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密接に関連する業務に従事	1日につき700円を越えない範囲内
		前項の職員が廃棄物の収集作業又は自動車による運搬作業の業務に従事(※)	1日につき300円を越えない範囲内

(注) ※については、平成24年3月31日廃止。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	1,205,195千円
職員1人当たり支給年額(22年度決算)	333千円
支給実績(21年度決算)	1,362,083千円
職員1人当たり支給年額(21年度決算)	371千円

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者	13,700円	異なる	13,000円	260,821千円	182,903円
	配偶者のない場合の第一子	13,700円		11,000円		
	配偶者以外の扶養親族のうち二人まで	5,500円		6,500円		
	その他の扶養親族	5,500円		6,500円		
	16～22歳の子の加算	4,000円		5,000円		
住居手当	扶養親族を有する者	8,800円	異なる	賃貸住宅	223,003千円	99,599円
	扶養親族を有しない者	8,300円		27,000円限度		
通勤手当	交通機関利用者 交通用具使用者	原則6ヶ月定期券額を支給(55,000円限度) 通勤距離に応じて支給(2,600円～13,000円)	異なる	運賃等相当額(55,000円限度) 通勤距離に応じて支給	362,697千円	119,701円

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	区長	1,096,200円 (1,218,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,245,400円 / 984,600円	
	副区長	879,000円	999,700円 / 836,900円	
報酬	議長	956,000円	956,000円 / 882,000円	
	副議長	807,000円	815,000円 / 755,000円	
	議員	621,100円	623,000円 / 588,200円	
期末手当	区長	(23年度支給割合)	(22年度支給割合)	
	副区長	3.15月	3.15月	
	議長	(23年度支給割合)	(22年度支給割合)	
	副議長	3.30月	3.15月	
	議員			
退職手当		算定方式	1期の手当額	支給時期
	区長	1,218,000円×500/100×4年	24,360,000円	任期満了時
	副区長	879,000円×340/100×4年	11,954,400円	

- (注) 1 区の財政状況を考慮し、支給額を削減しています。平成13年1月1日から、区長(▲10%)。給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

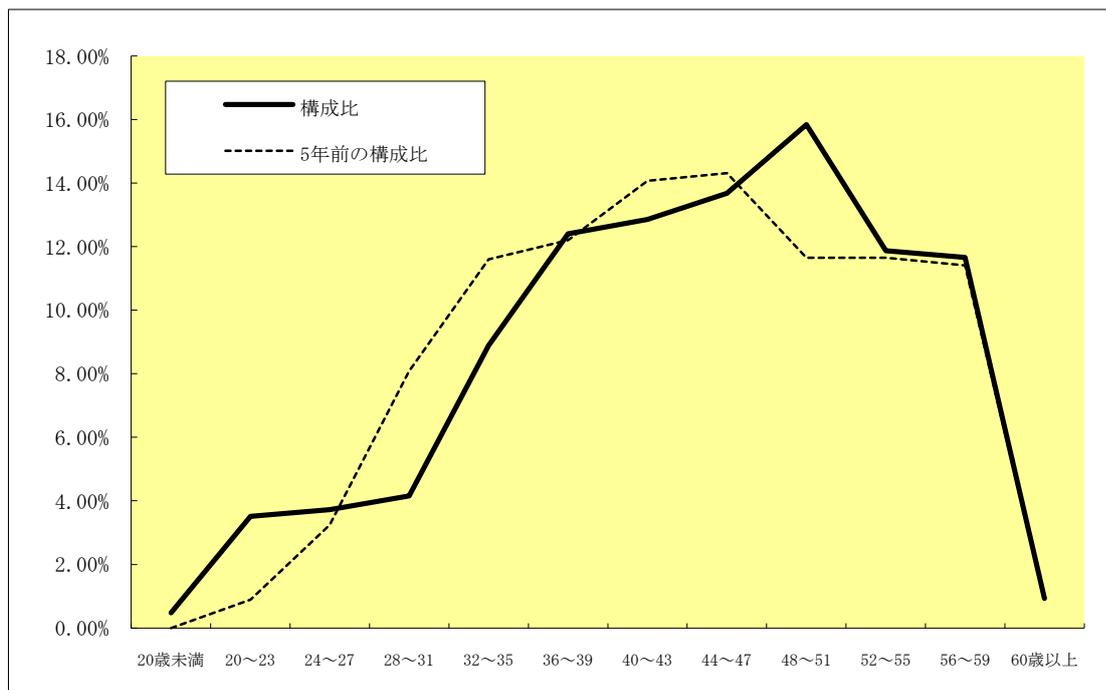
7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在、単位=人)

部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 23 年	平成 22 年		
普 通 会 計 部 門	一般行政 部門	議 会	15	15	0	
		総 務	522	530	▲8	事務の統廃合・縮小など
		税 務	114	111	3	
		民 生	1,402	1,404	▲2	
		衛 生	504	513	▲9	事務の民間委託など
		労 働	9	10	▲1	
		農林水産	7	7	0	
		商 工	19	19	0	
		土 木	439	432	7	業務増など
		計	3,031 (170)	3,041 (140)	▲10 (30)	
	特別行政 部門	教 育	559 (61)	576 (50)	▲17 (11)	事務の民間委託など
小 計		3,590 (231)	3,617 (190)	▲27 (41)		
公営企業等 会計部門	そのほか	167 (3)	167 (5)	0 (▲2)		
合 計		3,757 (234)	3,784 (195)	▲27 (39)		

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、教育長、公益的法人等への派遣職員を含みます。ただし、臨時職員を除きます。
 2 ()内は、再任用短時間勤務職員の数で、職員数に含まれていません。
 3 公営企業等会計部門とは、国民健康保険事業や介護保険事業などです。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	18	132	140	156	334	466	483	514	595	446	438	35	3,757

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,260	3,158	3,060	3,045	3,041	3,031	▲229 (▲7%)
教育	777	721	670	627	576	559	▲218 (▲28.1%)
普通会計 計	4,037	3,879	3,730	3,672	3,617	3,590	▲280 (▲11.1%)
公営企業等会計 計	136	154	160	164	167	167	31 (22.8%)
総合計	4,173	4,033	3,890	3,836	3,784	3,757	▲416 (▲10%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

Ⅲ 職員の勤務時間そのほかの勤務条件の状況 (22年度)

1 正規の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

2 勤務時間の弾力的措置

昼休み時間帯に来客が多い職場を中心に、職員間で昼休み時間帯をずらす交替勤務制度を実施しています。

<代表的な例> 区民課、各事務所、課税課、納税課、
生活援護第一課・第二課・第三課、各図書館など

3 週休日および休日

種別	意義
週休日	労働基準法第35条の休日にあたるもので、正規の勤務時間が割り振られておらず、職員に勤務する義務が課せられていない日
休日	正規の勤務時間は割り振られているが、特に勤務を命ぜられる場合を除き、勤務することを要しない次に掲げる日 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日(12月29日～1月3日) ③ 国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、区規則で定める日

4 休暇制度

(1) 制度概要

種 類	意 義	日数など
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持向上を図ることを目的として与えられる休暇	一会計年度において 20 日 (ただし、再任用短時間勤務職員などは異なります)
病気休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	療養のための必要最小限度の期間 (原則として、日を単位)
公民権行使等休暇	職員が公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇	必要と認められる時間
妊娠出産休暇	出産の前後における女性職員の母体保護のため、労働基準法第 65 条に規定する産前産後の休養として与える休暇	妊娠中及び出産後の引き続く 16 週間以内(多胎妊娠の場合は、24 週間)
妊娠初期休暇	妊娠初期の女性職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休暇	引き続く 7 日以内の範囲において日を単位で 1 回に限る
母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるための休暇	健康診査又は保健指導を受けるために、必要と認められる時間
妊婦通勤時間	妊娠中の女性職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ 30 分又は 1 日 60 分以内で、必要と認められる時間
育児時間	生後 1 年 3 月に達しない生児を育てる職員に対して、保育のために休憩時間及び休息時間とは別に勤務時間中に与えられる休暇	1 日 2 回それぞれ 45 分を原則 (1 回の最低承認単位は 30 分)
出産支援休暇	男性職員がその配偶者の出産にあたり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産の前後を通じ、日を単位として 2 日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇	職員が請求した日数
慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚休暇：引き続く 7 日以内 忌引き：親族によって異なる日数
災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	日を単位として 7 日以内
夏季休暇	夏季の期間(7/1～9/30)において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	原則として、日を単位として 5 日以内
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	一会計年度において、5 日の範囲内で必要と認められる期間

リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進し、又は自己啓発に努めることにより、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	日を単位として引き続く 3 日以内 (満 53 歳) 日を単位として引き続く 2 日以内 (満 43 歳)
子の看護のための休暇	9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	一会計年度において 5 日 (養育する子が 2 人以上の場合は 10 日) 以内
短期の介護休暇	配偶者又は父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護及び必要な世話をするため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	一会計年度において 5 日 (要介護者が 2 人以上の場合は 10 日) 以内
介護休暇	配偶者又は父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間

(2) 年次有給休暇の取得状況 (22 年 4 月～23 年 3 月)

平均取得日数
16.6 日

(注) 21 年度から年次有給休暇の付与が、暦年から年度に変わりました。

(3) 病気休暇の取得状況

取得者数
154 人

(4) 介護休暇の取得状況

取得者数
2 人

(5) 育児休業の取得状況

22 年度の新規取得者数			前年度からの継続取得者数		
男	女	合計	男	女	合計
3 人	59 人	62 人	0 人	60 人	60 人

IV 職員の懲戒および分限処分(病気休職など)の状況 (22 年度)

1 職員の懲戒処分の状況

懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分で、職員の道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としている。

懲戒処分者数

免職	停職	減給	戒告	合計
0 人	2 人	0 人	0 人	2 人

2 職員の分限処分(病気休職など)の状況

分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合などに、公務能率の維持と向上を図ることを目的とした処分である。

分限処分者数

免職	降任	休職	降給	合計
0 人	0 人	70 人	0 人	70 人

V 職員のサービスの状況 (22 年度)

1 サービスの基準

地方公務員法第 30 条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定めている。これは、全体の奉仕者としての職員のサービスの根本基準を明らかにしたものであり、憲法第 15 条第 2 項が「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定しているところを受けたものである。

2 種類

区 分	内 容
サービスの宣誓	特定の人が地方公務員になるにあたっては、誠実かつ公正に職務を執行することを住民全体に対して誓わなければならない。
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
職務に専念する義務	職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされている。
秘密を守る義務	職員は、在職中であると退職後であることを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

政治的行為の制限	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことを禁止されている。
争議行為等の禁止	職員は、使用者たる住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をすることを禁止されている。
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員になるとき、自ら営利を目的とする私企業を営むとき、又は報酬を得て何らかの事業若しくは事務に従事するときは、任命権者の許可を受けなければならない。

3 職員の兼業許可の状況

件数
39件 (87人)

主に外部機関の要請により報酬を得て講演を行う場合などです。

VI 職員の研修および勤務成績の評定の状況（22年度）

1 研修の状況

江戸川区実施研修

区分	実施回数	受講者数
新任研修	2回	237人
現任研修	12回	623人
接遇研修	5回	233人
実務研修	2回	123人
特別研修	21回	2,208人
派遣研修	276回	1,290人
職場研修等	26回	1,629人
合計	344回	6,343人

2 勤務成績の評定

(1) 一般職員

業績評定（設定した目標の達成度）と行動評定（職務遂行過程で現れた行動など）の観点から評定を実施しています。

(2) 管理職員

職務の困難度や責任の度合いを総合的に判断し、定期評定を実施しています。

Ⅶ 職員の福利厚生制度

1 福利厚生制度の概要

職員の福利厚生については、地方公務員法、地方公務員等共済組合法に基づいて実施しています。

2 東京都職員共済組合

職員の納付する掛金と地方公共団体の支出する負担金を財源として職員の病気・負傷・休業・退職などに関して、短期給付および長期給付事業を行っています。

事業名	内 容
短期給付事業	<p>この事業は、健康保険に該当するもので「法定給付」と「附加給付」等があります。法定給付は、法律で給付の種類や内容が定められたもので、どの地方公務員共済組合でも同じ給付内容ですが、附加給付等は、法令の定める基準に従って、財政事情などを考慮しながら、各共済組合の定款で定めて実施しているものです。</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付 ② 組合員の休業に関する給付 ③ 組合員とその被扶養者の災害に関する給付
長期給付事業	<p>この事業は、組合員等を対象としている他の二つの事業とは異なり、組合員が退職（又は死亡）した後に給付の対象となります。永年勤続した後に退職したときや在職中の傷病がもとで心身に障害が生じて退職したとき、又は死亡したときに、退職後の生活やあとに残された家族（遺族）の生活の安定を図るため、年金などの支給を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 退職共済年金：生年月日に応じた支給開始年齢から受けられる別個の給付による退職共済年金、特例による退職共済年金及び65歳から受ける本来の退職共済年金とに分けられます。（経過措置があります。） ② 障害共済年金：組合員である期間に初診日の属する傷病により、一定の障害状態になったときに支給 ③ 障害一時金：組合員である期間に初診日の属する公務外の傷病により退職した場合で、障害共済年金に該当しない程度の一定の障害状態にあるとき支給 ④ 遺族共済年金：組合員、元組合員（退職しているが、まだ年金を受給していない方）及び年金受給者が死亡した時に、その遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母）に支給されます。
福祉事業	<p>この事業は、短期、長期の給付事業以外に、組合員とその家族の健康の保持・増進など福祉向上を目的として実施する事業です。特定健診・特定保健指導や人間ドックなどの健康づくり・疾病予防への支援事業、保養施設の運営やその他貸付事業等を行っています。</p>

3 特別区職員互助組合

23区全体の職員数のスケールメリットを活かして、各区の職員の互助事業を行っています。事業としては、相談事業・保険事業などがあります。必要な経費については、職員が負担する会費により運営されています。

事業名	内 容
保険関係事業	○団体契約保険(生命保険・損害保険・積立年金保険)、団体取扱保険等
ライフプラン事業	○ライフプランセミナー等
相談事業	○職員相談室
会員制宿泊施設	○宿泊施設・スポーツ施設
生活支援・ リフレッシュ事業	○指定店、割引施設等

4 江戸川区職員厚生会

職員の相互扶助・親睦などの事業を行っています。必要な経費については、職員が負担する会費により運営されています。

事業名	内 容
給付事業	○弔慰金、災害見舞金、傷病見舞金等
貸付事業	○生計資金貸付金、住宅資金貸付金
助成事業	○自己啓発助成、クラブ助成、各種大会助成等

Ⅷ 職員の健康管理および制服の貸与

職員の健康管理については、労働安全衛生法などに基づいて健康診断を実施しています。また、サービス向上などのために、制服を貸与しています。

1 職員の健康診断の状況（22年度）

種 別	受診者数
定期健康診断	4,521人

2 公務災害の状況（22年度）

内 容	認定件数
公務災害	38件
通勤災害	8件

3 制服の貸与状況（22年度）

種 別	種 類
事務服系	2
作業着系	30
清掃職員安全着	9

平成 22 年度の業務状況の報告

特別区人事委員会

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験等

平成 22 年度における採用試験等については、以下のとおり実施した。

ア 受験資格等

		国籍要件	年齢	資格・免許	その他	
Ⅰ 類	事務	有	22 歳以上 28 歳未満		<ul style="list-style-type: none"> ・活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。 ・22 歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人、または、これと同等の資格があると人事委員会が認める人 	
	土木造園（土木）					
	土木造園（造園）					
	建築					
	機械					
電気						
Ⅱ 類	福祉	無	22 歳以上 30 歳未満	社会福祉士もしくは児童指導員の資格を有する人、または保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人 食品衛生監視員及び環境衛生監視員		
	衛生監視（衛生）	有				
	衛生監視（化学）					
Ⅲ 類	保健師	無	22 歳以上 40 歳未満	保健師		
	事務	有	18 歳以上 22 歳未満		活字印刷文による出題に対応できる人	
身障 注 1	事務	有	18 歳以上 28 歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・特別区の区域内に住所を有する人 ・自力通勤ができ、かつ介護者なしに職務遂行が可能な人 ・通常の勤務時間に対応できる人 ・活字印刷文による出題に対応できる人 		
経験者 2 級	事務	有	28 歳以上 32 歳未満	民間等での業務従事歴 4 年以上	当該職種に 関係する業 務に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。
	土木造園（土木）					
	建築					
経験者 3 級 （主任主事Ⅰ）	事務	有	32 歳以上 37 歳未満	民間等での業務従事歴 8 年以上	当該職種に 関係する業 務に従事	
	土木造園（土木）					
	建築					
	機械					
経験者 3 級 （主任主事Ⅱ）	電気					
	事務		37 歳以上 46 歳未満	民間等での業務従事歴 13 年以上	当該職種に 関係する業 務に従事	
	建築					

注 1：身体障害者を対象とする採用選考の略

イ 日 程

区 分	I 類	Ⅲ類	身障選考	経験者
告 示	3 月 10 日	6 月 16 日	8 月 6 日	6 月 16 日
第 1 次試験 (筆記)	5 月 9 日	9 月 12 日	10 月 11 日	9 月 12 日
第 1 次試験 合格発表	6 月 23 日	10 月 18 日	10 月 27 日	10 月 18 日
第 2 次試験 (面接)	7 月 5 日～ 7 月 22 日	10 月 27 日～ 10 月 29 日	11 月 8 日、19 日	10 月 30 日～ 11 月 28 日
最終合格発表	8 月 6 日	11 月 10 日	11 月 25 日	12 月 8 日

ウ 実施状況

(単位：人、%)

採用区分	職 種 (試験区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数			
		22 年度	21 年度	比 較 増△減	22 年度	21 年度	比 較 増△減	22 年度	21 年度	比 較 増△減	
一類	事 務	16,758	12,180	4,578	12,852	9,397	3,455	1,524	1,231	293	
	土木造園 (土 木)	620	490	130	449	341	108	78	127	△ 49	
	土木造園 (造 園)	164	129	35	126	103	23	28	32	△ 4	
	建 築	437	332	105	311	241	70	74	86	△ 12	
	機 械	140	83	57	93	63	30	35	26	9	
	電 気	193	126	67	123	86	37	32	36	△ 4	
	福 祉	610	519	91	449	384	65	78	55	23	
	衛生監視 (衛 生)	309	280	29	224	207	17	60	58	2	
	衛生監視 (化 学)	145	146	△ 1	79	90	△ 11	3	3	0	
	保 健 師	534	531	3	434	432	2	73	62	11	
	小 計	19,910	14,816	5,094	15,140	11,344	3,796	1,985	1,716	269	
Ⅲ類	事 務	3,501	3,076	425	2,784	2,443	341	231	292	△ 61	
身体障害者を対象とする採用選考	事 務	71	79	△ 8	60	67	△ 7	18	18	0	
経験者	2級職	事 務	1,628	1,608	20	1,134	1,003	131	170	226	△ 56
		土木造園 (土 木)	67	71	△ 4	45	41	4	15	28	△ 13
		建 築	85	67	18	59	46	13	18	20	△ 2
		小 計	1,780	1,746	34	1,238	1,090	148	203	274	△ 71
	3級職 (主任主事Ⅰ)	事 務	1,918	2,435	△ 517	1,327	1,547	△ 220	51	82	△ 31
		土木造園 (土木)	151	192	△ 41	108	138	△ 30	13	19	△ 6
		建 築	133	141	△ 8	89	100	△ 11	13	19	△ 6
		機 械	23	18	5	20	15	5	3	5	△ 2
		電 気	21	33	△ 12	14	25	△ 11	6	3	3
		小 計	2,246	2,819	△ 573	1,558	1,825	△ 267	86	128	△ 42
	3級職 (主任主事Ⅱ)	事 務	1,825	2,294	△ 469	1,136	1,367	△ 231	9	27	△ 18
		土木造園 (土木)	—	207	皆減	—	121	皆減	—	3	皆減
		建 築	152	162	△ 10	99	110	△ 11	4	5	△ 1
		小 計	1,977	2,663	△ 686	1,235	1,598	△ 363	13	35	△ 22
	合 計		29,485	25,199	4,286	22,015	18,367	3,648	2,536	2,463	73

(2) 採用選考等

平成 22 年度人事委員会が実施した江戸川区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

ア 医療専門職採用選考

区 分	合格者数
医療専門職（医師の課長級以上）	1 人

イ 一般職の任期付職員

採用職層	採用承認人数
主任主事	0 人
係長職	0 人
総括係長	0 人
課長級	0 人
統括課長	0 人
部長級	0 人

(3) 管理職選考

ア 受験資格等

○ I 類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成 23 年 3 月末日現在、年齢 55 歳未満で、主任主事以上の在職期間が 6 年以上の人。

(受験方式) 全部受験方式－受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式。

分割受験方式－受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

免除受験方式－択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式。

前倒し受験方式－翌年度に受験資格を満たす人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

(選考方法) 筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問、適性評定（技術のみ）

(免除資格) 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として受験年度以降の 3 年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○ II 類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成 23 年 3 月末日現在、年齢 47 歳以上 56 歳未満で、総括係長の在職期間が 1 年以上の人。

(選考方法) 筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問

イ 実施状況（合格者決定）

（単位：人、％）

		有資格者数	申込者数	申込率	受験者数	受験率	口頭試問 進出者数	口頭試問 進出率	合格者数	合格率
		A	B	B/A	C	C/B	D	D/C	E	E/C
Ⅰ類	事務	17,101	489	2.9	431	71.8	180	41.8	80	18.6
	技術Ⅰ	761	70	9.2	59	72.9	20	33.9	13	22.0
	技術Ⅱ	438	34	7.8	21	44.1	14	66.7	13	61.9
	技術Ⅲ	1,350	31	2.3	34	87.1	11	32.4	7	20.6
	技術計	2,549	135	5.3	114	68.9	45	39.5	33	28.9
	計	19,650	624	3.2	545	71.2	225	41.3	113	20.7
Ⅱ類	事務	989	185	18.7	147	79.5	103	70.1	47	32.0
	技術	179	33	18.4	24	72.7	11	45.8	11	45.8
	計	1,168	218	18.7	171	78.4	114	66.7	58	33.9
合計		20,818	842	4.0	716	73.0	339	47.3	171	23.9

（注）Ⅰ類の申込者数及び受験者数は、全部受験方式の申込者数及び受験者数である。

ウ 実施状況（免除者決定）

（単位：人、％）

	対象者数				免除者数				免除率			
	計	受験方式別内訳			計	受験方式別内訳			計	受験方式別内訳		
		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
A	A1	A2	A3	B	B1	B2	B3	C	C1	C2	C3	
事務	450	294	121	35	69	37	17	15	15.3	12.6	14.0	42.9
技術Ⅰ	64	41	19	4	9	6	2	1	14.1	14.6	10.5	25.0
技術Ⅱ	22	8	9	5	3	0	1	2	13.6	0.0	11.1	40.0
技術Ⅲ	53	23	11	19	8	4	2	2	15.1	17.4	18.2	10.5
技術計	139	72	39	28	20	10	5	5	14.4	13.9	12.8	17.9
計	589	366	160	63	89	47	22	20	15.1	12.8	13.8	31.7

（注）1 対象者数とは、受験者数から合格者数を除いた数である。

2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、口頭試問に進出しなかった人及び口頭試問に進出した人のうち不合格となった人。

3 分割とは、分割の受験方式で受験した人。

4 前倒しとは、前倒しの受験方式で受験した人。

5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出。

(4) 特例転職選考

ア 受験資格及び選考方法

(受験資格) 日本国籍を有し、平成 23 年 3 月末日現在、年齢満 55 歳未満で、「一般業務」の職務に従事する人又は、技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると任命権者が認める人。

(選考方法) 筆記考査 (択一式問題・作文)、勤務評定

イ 実施状況

(単位：人、%)

			有資格者数	申込者数	申込率	受験者数	受験率	合格者数	合格率
区分	職種	職務	A	B	B/A	C	C/B	d	d/C
業務系	業務	一般業務	31	3	9.7	1	33.3	0	0.0
技能系 (異種職務従事者)	技能Ⅰ	自動車運転	2	2	100.0	2	100.0	0	0.0
		介護指導	25	9	36.0	5	55.6	4	80.0
	技能Ⅱ	電話交換	6	5	83.3	5	100.0	4	80.0
		警備	4	2	50.0	2	100.0	1	50.0
		作業Ⅰ	21	10	47.6	10	100.0	7	70.0
	技能Ⅲ	調理	40	39	97.5	38	97.4	32	84.2
		用務	37	29	78.4	27	93.1	20	74.1
		作業Ⅱ	26	16	61.5	13	81.3	10	76.9
	技能Ⅳ	家庭奉仕	6	3	50.0	2	66.7	0	0.0
	技能Ⅵ	作業Ⅲ	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
	技能系計			168	116	69.0	105	90.5	79
合計			199	119	59.8	106	89.1	79	74.5

(注) 技能Ⅴは有資格者なし

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則（地方公務員法第14条）、均衡の原則（地方公務員法第24条第3項）及び職務給の原則（地方公務員法第24条第1項）に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。平成22年は、10月12日に23区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである。

〔本年の勧告のポイント〕

- 1 月例給与、期末手当・勤勉手当（ボーナス）ともに引下げ
 - 職員給与が民間給与を上回っており、公民較差（△1,259円、△0.30%）を解消するため、給料表の引下げ改定
 - 期末手当・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（△0.2月分 現行4.15月分→3.95月分）
 - 2 地域手当の支給割合の見直し
現行の17%から18%に引き上げ、引上げ分と同率程度、給料月額を引下げ
 - 3 幼稚園教育職員の給与制度
人事・給与制度の改正に伴い新たな給料表を策定
- ◎職員の平均年間給与は、約△10万8千円（△1.6%）

1 職員の給与に関する報告（意見）・勧告

(1) 職員と民間従業員との給与の比較

ア 民間給与実態調査の内容（平成22年4月）

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の958民間事業所を实地調査（調査完了777事業所）

イ 職員給与等実態調査の内容（平成22年4月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与	平均年齢
61,039人	30,605人	420,461円	43.8歳

ウ 公民比較の結果

○月例給与

民間従業員	職員	差
419,202円	420,461円	△1,259円（△0.30%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給の年間支給月数

民間従業員	職員	差
3.97月分	4.15月分	△0.18月分

(2) 改定の内容

ア 給料表

- ・ 公民較差解消のため、給料月額を引下げ
- ・ 地域手当の支給割合の引上げ分（1%）と同率程度、給料月額を引下げ
- ・ I類初任給までの号給等の給料月額は据置き
- ・ 医療職給料表(一)は、医師の処遇確保の観点から引下げ改定なし

イ 地域手当の支給割合の改定

- ・ 17%から18%（本則）に引上げ

ウ 行政職給料表(一)の初任給

区 分	給料月額
I類（大学卒程度）	181,200 円（据置き）
III類（高校卒程度）	143,000 円（据置き）

エ 配分

	地域手当の支給割合 の変更に伴う配分	平成 22 年較差 解消による配分	合計
給 料	△3,004 円	△1,067 円	△4,071 円
諸 手 当	—	—	—
地域手当	3,514 円	—	3,514 円
はね返り	△510 円	△192 円	△702 円
計	0 円	△1,259 円	△1,259 円

オ 期末手当・勤勉手当

- ・ 民間における特別給の支給状況、人事院勧告や他の地方公共団体の動向を勘案し、年間の支給月数を現行 4.15 月分から 3.95 月分に 0.2 月分引下げ

○年間支給月数（再任用職員以外の職員の場合）

		現 行	勧 告
一般職員	期末手当	2.75 月分	2.60 月分
	勤勉手当	1.40 月分	1.35 月分
	計	4.15 月分	3.95 月分
管理職員	期末手当	2.35 月分	2.20 月分
	勤勉手当	1.80 月分	1.75 月分
	計	4.15 月分	3.95 月分

(参考 1) 改定による平均年間給与の減少額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,862 千円	約 6,754 千円	約△108 千円（△1.6%）

(参考2) モデルケースによる試算

○ケース1 ⇒係員（1級29号給、年齢25歳） 扶養手当：無、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
220,304円	220,116円	1,812円	3,523千円	3,510千円	△13千円

○ケース2 ⇒係長（4級61号給、年齢40歳）

扶養手当：配偶者、子2人（教育加算無）、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
451,996円	450,592円	△1,404円	7,384千円	7,266千円	△118千円

○ケース3 ⇒課長（6級69号給、年齢45歳）

扶養手当：配偶者、子2人（教育加算無）、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
636,154円	635,498円	△656円	10,363千円	10,213千円	△150千円

○ケース4 ⇒部長（8級55号給、年齢50歳）

扶養手当：配偶者、子2人（内教育加算1人）、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
759,823円	759,044円	△779円	12,483千円	12,297千円	△186千円

カ 実施時期等

- ・給与水準引下げの改定であるため、遡及することなく、改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施
- ・平成22年4月から改定の実施の前日までの期間に係る公民較差相当分について、本年度中に支給される期末手当の額において平成21年の勧告に準じ、所要の調整を実施。ただし、医療職給料表(一)が適用されている職員については、引下げ改定を行わないことから、所要の調整は行わないことが適当

(3) 特別区の給与構造の改革

ア 職務給の徹底に向けた取組みの成果

昇格メリットの一定額加算方式の導入及び給与カーブのフラット化により、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責の的確な反映等一定の成果

イ 昇給制度及び勤勉手当制度の各区における運用の検証

勤務成績の反映状況等が制度の趣旨に沿ったものとなっているかといった観点から、各区における昇給制度や勤勉手当制度の運用状況を詳しく検証

ウ 職務・職責が的確に反映された給与の検討

職務級間の重複の見直しを含め、職務の職責等に応じた給与について研究・検討

エ 地域手当の取扱い

今回の改正で本則となるが、今後も引き続き国の動向を注視

(4) 超過勤務手当の支給割合等

国の動向を踏まえ、日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間について、月 60 時間の超過勤務時間の積算基礎に含めることが適当

(5) 区費負担の学校教育職員の給与制度

東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当

(6) 幼稚園教育職員の給与制度

人事・給与制度の改正に伴い策定する新たな給料表においては、現行の 3 級制から 4 級制に改め、各級の職務・職責差を的確に反映

手当等については、制度改正の趣旨に沿ったものとする必要がある

2 人事制度、勤務環境の整備等に関する報告（意見）

(1) 人事制度の整備

ア 人材確保

- ・平成 20 年度に I 類採用試験の能力実証方法を改正。その後受験申込者数が急増。申込者急増の要因分析を進め、有為な人材確保の方策について検討
- ・経験者採用制度は、区政を担う人材を的確に選抜できるよう、受験資格等の見直し・能力実証方法について検討

イ 人材育成

- ・職員に求められる役割・能力を到達目標として明確に示し、困難にチャレンジしていく意識を涵養することで、計画的に人材を育成していくことが重要
- ・人事評価制度が職員の能力開発と組織目標の達成に資するよう、任命権者は不断の努力が必要
- ・管理職・係長職選考の受験率は低下傾向。今後、管理職選考改正効果の検証、多角的な視点からの意識調査など、実効性のある対応を検討

ウ 人材活用（高齢職員の活用）

- ・高齢職員の活用による組織活力の維持・向上が必要
- ・国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、特別区職員の実態を踏まえて検討

(2) 勤務環境の整備

ア 職業生活と家庭生活の両立の実現

全ての職員においてワーク・ライフ・バランスが実現されるためには、適切な業務管理による超過勤務の縮減と、年次有給休暇の取得促進が重要

イ メンタルヘルスの推進

メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見に努めることはもとより、再発防止に向けたきめ細かな環境整備の推進が重要

(3) 公務員倫理の確立と区民の信頼確保に向けて

ア 公務員倫理の確立

職員一人ひとりの意識を高めることとあわせ、管理職員の適宜、適切な指導が重要

イ 個人情報情報の適正管理

職員の危機管理意識の啓発と組織として情報管理体制を万全にすることが重要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 22 年度中における江戸川区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	22 年度 要求件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
1	0	0	1	

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 22 年度中における江戸川区の不服申立ての状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	22 年度 申立て件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
3	0	0	3	

問い合わせ先
江戸川区役所 総務部職員課人事係
電話：03-5662-1002